

回 覧

令和 6年 3月 28日

各 自 治 会 長 様

小清水町長 久保 弘志

安心出産エントリーシステム119の実施について (妊婦事前登録制救急搬送事業)

日頃より、本町における母子保健事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、近年、産婦人科医療機関の減少により、町内においても産科医療機関がないことから、町外で出産を迎えなければならない状況であります。

長距離移動に伴う町外産科医療機関での出産を余儀なくされる妊婦の不安を緩和し、安心して出産を迎えられる環境を整えるために、下記のとおり妊婦事前登録制救急搬送事業を実施いたします。

つきましては、貴自治会内に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 対 象 者
 - ①小清水町民の妊婦で事前登録を希望する方
(小清水町内に居住している妊婦)
 - ②町外者の妊婦で、里帰り出産のために小清水町内に居住している方
2. 登 録 方 法 妊婦情報事前登録者届出書を提出し、登録者カードの発行を受ける。
※提出先：小清水町役場 保健福祉課 子育て支援係
※妊婦情報事前登録者届出書は、小清水町役場および斜里地区消防組合ホームページからダウンロードすることもできます。
3. 利 用 方 法
 - ①登録者に救急車利用条件のいずれかに当てはまる緊急事態が生じた場合に、かかりつけの産科医療機関へ連絡し、医師の指示を受ける。その後、119番へ通報し救急車を呼ぶ。
 - ②通報を受けた斜里地区消防組合小清水分署が登録者の出産予定の医療機関等へ救急搬送を行う。

【救急車利用条件】

本人もしくは家族による搬送が困難な場合で以下の状況である時

 - ・ 出産の兆候で「陣痛」や「破水」が始まった時
 - ・ 腹部に強い痛みや張りが生じた時
 - ・ 大量の出血等がみられ、緊急な治療が必要と判断された時
4. そ の 他 本事業の利用は、緊急時に自力で医療機関を受診できない場合に限ります。救急車の適正利用にご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

小清水町役場 保健福祉課 子育て支援係
TEL 62-4473